

県北広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年12月7日

県北広域振興局長 高橋 進

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700262	楓株式会社	ケアセンター楓	久慈市新中の橋第37地割59番地24	令和3年12月1日